

児童買春・児童ポルノ禁止法一部改正法の施行に伴う対応について

一部改正法の厚生労働省関係の改正内容

【平成26年6月25日公布、平成26年7月15日施行】

被害児童の保護に関する制度の充実・強化(第15条、第16条の2関係)

○被害児童の保護措置を講ずる主体として、厚生労働省、法務省、警察、児童相談所等を明示

○社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議による被害児童保護施策の定期的な検証・評価の実施



児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策の検証・評価を行うために必要な、被害児童の現状・課題を整理した上で、社会保障審議会 児童部会で議論していただくことを想定。

(参考)
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)(抜粋)

(心身に有害な影響を受けた児童の保護)

第十五条 厚生労働省、法務省、都道府県警察、児童相談所、福祉事務所その他の国、都道府県又は市町村の関係行政機関は、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保って成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。

2 前項の関係行政機関は、同項の措置を講ずる場合において、同項の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に対し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等)

第十六条の二 社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の知見を活用しつつ、定期的に検証及び評価を行うものとする。

2 社会保障審議会又は犯罪被害者等施策推進会議は、前項の検証及び評価の結果を勘案し、必要があると認めるときは、当該児童の保護に関する施策の在り方について、それぞれ厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べるものとする。

3 厚生労働大臣又は関係行政機関は、前項の意見があった場合において必要があると認めるときは、当該児童の保護を図るために必要な施策を講ずるものとする。

児童買春・児童ポルノ法施行(平成11年11月)に伴う児童の保護等に関する厚生労働省の取組

○ 同法施行に伴い、児童の保護等への適切な対応を図るため、自治体に対して以下の通知を发出。

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の施行に伴う児童の保護等について
(平成11年10月27日児発第796号 厚生省児童家庭局長通知)

第1 総合的診断について

- 児童の保護については、児童の最善の利益を確保する観点から処遇を決定すること。
- その際、従来非行児童等として指導等を行ってきた児童の中には、児童買春等により心身に有害な影響を受けたと認められる者であるとの認識に立って対応する必要がある者が少なからず存在することに留意。
- 保護者等の問題に強く影響される状況がある場合には、保護者等に対するカウンセリング等を進める。

第2 心理的治療について

- 心理的治療を要する児童の医療的ケアは、平成9年7月から、小児特定疾患カウンセリングとして保険診療の対象。
- また、児童家庭支援センターには、心理療法等を担当する職員も配置。
- 児童相談所への通所による心理的治療やカウンセリング等に加え、これらを活用し、適切な治療等を行うこと。

第3 児童福祉施設入所児童について

- 入所している児童のうち、心身に有害な影響を受けていると認められる場合、児童福祉施設は児童相談所と連携を図り、必要な措置を講ずる。
- 平成11年度から一定の児童養護施設に心理療法担当職員を配置したところであり、積極的に活用すること。

第4 関係機関等との連携について

- 警察、家庭裁判所、民間の関係機関等とも日頃から十分に連携、協力体制の整備を行うこと。
- 児童自身から性的被害状況の開示を行うことは少ないため、学校や保育所等の日常児童と接する機会の多い機関等に、きめ細かく注意を払うよう周知。
- 児童福祉施設の長は、事件の捜査等の職務関係者から入所児童に対する証人尋問等について協力を求められた場合、法第12条の趣旨を踏まえ、時間、場所及び態様について配慮すること。

第5 広報啓発、調査・研究、研修の実施について

- 当省において、心身に有害な影響を受けた児童の保護、処遇に関する調査、研究を行うとともに、児童相談所職員等に対する研修において、このような児童に係るテーマの充実に取り組む。都道府県、市町村においても、住民への啓発、研修、研究等を実施し、正しい理解の普及と処遇の向上に努められたい。

○ 通知に基づく取組状況

1. 児童の保護、心理的治療等

(1) 児童相談所における取組

児童相談所では、心身に有害な影響を受けた子どもに関する相談があった場合には、以下のような支援を実施。

- ① 児童心理司によるカウンセリングや児童福祉司による指導・援助
- ② 緊急的な保護を必要とする場合は、一時保護
- ③ 医療的なケアが必要な場合は病院等の専門機関を斡旋
- ④ 子どもの生活の立て直しが必要な場合には、児童福祉施設への入所措置 など

- 支援体制 (H11) (H25)
- ・ 児童相談所数 174か所 → 207か所
 - ・ 児童心理司数 816人 → 1,237人

- 児童相談所における「児童買春等被害相談」受付件数
47件 (H24: 福祉行政報告例)

3歳・・・1件	6歳・・・1件	12歳・・・2件	14歳・・・8件	16歳・・・8件
5歳・・・2件	11歳・・・1件	13歳・・・3件	15歳・・・13件	17歳・・・8件

- 児童相談所における「性的虐待相談」対応件数
1,449件 (H24: 福祉行政報告例)

(2) 児童家庭支援センターにおける取組

児童家庭支援センターでは、子どもの福祉に関する相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関との連絡調整を行っている。

- 支援体制 (H11) (H25)
- ・ 児童家庭支援センター数 12か所 → 98か所
 - ・ 心理療法担当職員数 98人

(3) 児童福祉施設における心理療法担当職員の配置状況

- 心理療法担当職員の配置施設数
([]内は全施設に占める配置施設の割合)
- ・ 児童養護施設 (H11) (H24)
202か所 [36.5%] → 512か所 [86.9%]
 - ・ 乳児院 (H13) (H24)
6か所 [5.2%] → 68か所 [52.3%]
 - ・ 児童自立支援施設 (H18) (H24)
14か所 [24.1%] → 35か所 [60.3%]

2. 関係機関との連携

- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置 1,736市町村 [設置率:99.7%]
(H24.4.1現在)

3. 調査・研究

○ 性的被害児童等に対するケアについて、以下のような研究を実施。

研究名	主任研究者	実施年度	概要	活用方法
「性的搾取及び性的虐待被害児童の実態把握及び対策に関する研究」	北山 秋雄 (長野県看護大学教授)	H12～H14 (厚生科学研究費補助金)	性的被害児童の早期発見方法の開発、望ましい初期対応に関するガイドラインの作成	子どもの虹情報研修センター、成育医療センター等の関係機関に配布するとともに、HPにて研究報告書を提供。
「性的虐待事例への援助方法に関する研究」	萩原 総一郎 (四天王寺国際仏教大学教授)	H14～H15 (児童環境づくり等総合調査研究事業)	児童相談所に対する性的虐待への取組状況調査、児童相談所職員の意識調査、事例調査を実施	研究の成果として「性的虐待相談ガイドライン」が作成され、報告書とともに全国の児童相談所に配布。
「児童虐待等の子どもの被害及び子どもの問題行動の介入・予防・ケアに関する研究」	奥山 真紀子 (国立成育医療センター)	H17～H19 (厚生労働科学研究費補助金)	分担研究において、性的虐待事例における子どもへの効果的な聞き取り面接の技法について研究	子どもの虹情報研修センター、成育医療センター等の関係機関に配布するとともに、HPにて研究報告書を提供。
「性的虐待への介入及び虐待を受けた子どもへの中長期的ケアに関する調査研究」	岡本 正子 (大阪教育大学教授)	H19 (児童関連サービス調査研究等事業報告書)	性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン(児童養護施設版)を作成	全国の児童相談所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設に配布。
「子どもの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」	柳澤 正義 (恩賜財団母子愛育会)	H20～H22 (厚生労働科学研究費補助金)	「性的虐待対応ガイドライン」の作成	日本子ども家庭研究所愛育ネットに掲示して普及を図るとともに、児童相談所の講習を実施中。
「家庭内性暴力被害児(児童虐待、児童ポルノ等)の発見・支援における各関係機関の対応と連携に関する調査研究」	山本 恒雄 (日本子ども家庭総合研究所)	H23 (児童関連サービス調査研究等事業)	児童相談所における性暴力被害事案の対応実態調査	全国の児童相談所、家庭裁判所、警察本部等の関係機関に配布。

4. 研修

- 子どもの虹情報研修センターにおいて、児童相談所職員等を対象に、児童虐待に関する高度かつ最新の専門知識と実践的な援助技術が習得できるような研修を実施している。

年度	内容	参加者
21年度	<ul style="list-style-type: none">○ 児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修の中で、「性的虐待への対応」についての講義を実施○ 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修の中で、「性的虐待の心身に及ぼす影響」についての講義を実施○ 3日間にわたり性的虐待についての研修を実施	<ul style="list-style-type: none">○ 児童相談所の児童心理司等48人が参加○ 児童相談所の児童福祉司・児童心理司等84人が参加○ 児童相談所、施設職員等84人が参加
22年度	<ul style="list-style-type: none">○ 児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修の中で、「性的虐待への対応」についての講義を実施○ 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修の中で、「性的虐待の理解と対応」についての講義を実施	<ul style="list-style-type: none">○ 児童相談所の児童心理司53人が参加○ 児童相談所の児童福祉司、児童心理司等86人が参加
23年度	<ul style="list-style-type: none">○ 児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修の中で、「性的虐待への対応」についての講義を実施○ 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修の中で、「性的虐待の理解と対応」についての講義を実施	<ul style="list-style-type: none">○ 児童相談所の児童心理司56人が参加○ 児童相談所の児童福祉司、児童心理司等82人が参加
24年度	<ul style="list-style-type: none">○ テーマ別研修「子どもの性と暴力」を実施○ 情緒障害児短期治療施設職員指導者研修の中で、性的虐待についての講義を実施○ 児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修の中で、「性的虐待への対応」についての講義を実施○ 治療機関・施設専門研修の中で、「小児性愛と子ども虐待」についての講義を実施	<ul style="list-style-type: none">○ 児童相談所の職員など157人が参加○ 情緒障害児短期治療施設の職員など22人が参加○ 児童相談所の児童心理司71人が参加○ 児童相談所職員など81人が参加
25年度	<ul style="list-style-type: none">○ テーマ別研修「子どもの危機的状況」の中で、「子どもの性的被害」についての講義を実施○ 児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修の中で、「児童福祉施設における性と暴力の問題への対応」についての講義を実施	<ul style="list-style-type: none">○ 児童相談所職員など140人が参加○ 児童相談所の児童心理司49人が参加

5. 広報啓発

- 児童虐待防止推進月間・全国フォーラム
 - ・ 平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、広報・啓発活動を集中的に実施している。